○基本方針

(1) 市民が愛する故郷の誇りと安心で安全をどのように確保するか適格に把握しそれを行動に移す。

市民の「住み良さ」のランクアップをめざす。

- (2) 議会基本条例に基づき、執行部と更なる建設的な議論を展開する。
- (3)議員間討議や政策推進会議などを積極的に行い可能な限りの議員の総意を求め、執行部とは最良の意志に基づいた方向を求める。
- (4) 議員各自の価値観や観点、問題意識の違いを認め、オリジナリティーに富んだ古賀市議会の形成に努力する。

○行動指針

- 1. 議会運営(判りやすい議会の構築をめざす)
 - (1) 議会の市民に対する可視化の促進(市民と議会がより近くなるため広報の活発化)
 - ・インターネット配信の有効活用(本会議、特別委員会、その他)
 - ・議会報編集の有用性やあり方を進化させる(市民に親しめる紙面の模索)
 - ・議会報告会の開催で市民と議会との距離感を縮める
 - ・トピックスによる市民への積極的な情報提供
 - ・タブレット端末等機器の有効活用と導入のための研究
 - (2) 議員間の情報の共有
 - ・執行部職員による議員研修の充実(課単位での一般的な施策)
 - 議員連絡会、全員協議会を利用した執行部からの情報提供促進
 - (3) 逆視察の継続他団体との意見交換会
 - ・視察来庁時の所管委員会の全員対応
 - 視察来庁者からの情報獲得
 - (4) 市内の他団体との意見交換の推進
- 2. まちづくりへの積極的参加
 - ・土地の有効利用による経済の活性化賑わいと、希望のある街づくりの提言